

衆議院

厚生委員會議録第四号

平成七年三月八日(水曜日)

午後零時二十三分開議

出席委員

委員長 岩垂壽喜男君

理事 衛藤 晨一君
理事 井上 喜一君
理事 山本 孝史君
理事 荒井 聰君
理事 荒井 幸君
理事 博司君
理事 戸井田三郎君
理事 山口 俊一君
理事 栗屋 敏信君
理事 樹屋 敬悟君
理事 五島 正規君
理事 森井 忠良君
理事 枝野 幸男君

理事 木村 義雄君
理事 石田 祝穂君
理事 網岡 雄君
理事 佐藤 静雄君
理事 竹内 黎一君
理事 根本 匠君
理事 山本 有二君
理事 古賀 敬章君
理事 宮本 一三君
理事 土肥 隆一君
理事 横光 克彦君
理事 岩佐 惠美君

出席國務大臣

厚生 大臣 井出 正一君

出席政府委員

厚生大臣官房長 山口 剛彦君

厚生省社会・援護局長 佐野 利昭君

委員外の出席者

厚生委員会調査室長 市川 喬君

委員の異動

二月十七日

辞任

五島 正規君
横光 克彦君
岩佐 惠美君

補欠選任

左近 正男君
赤松 広隆君
志位 和夫君

同日

辞任

補欠選任

第一類第七号

厚生委員會議録第四号

平成七年三月八日

赤松 広隆君

左近 正男君

志位 和夫君

同日

辞任

塩崎 恭久君

住 博司君

根本 匠君

堀之内久男君

山口 俊一君

栗屋 敏信君

五島 正規君

同日

辞任

越智 伊平君

中山 太郎君

原田 憲君

村山 達雄君

若林 正俊君

安倍 基雄君

池端 清一君

同日

辞任

荒井 広幸君

柳田 稔君

同日

辞任

中山 太郎君

工藤堅太郎君

同日

辞任

柳田 稔君

同日

辞任

工藤堅太郎君

横光 克彦君

五島 正規君

岩佐 惠美君

同日

補欠選任

越智 伊平君

若林 正俊君

原田 憲君

中山 太郎君

村山 達雄君

安倍 基雄君

池端 清一君

同日

補欠選任

塩崎 恭久君

堀之内久男君

根本 匠君

山口 俊一君

住 博司君

栗屋 敏信君

五島 正規君

同日

補欠選任

中山 太郎君

工藤堅太郎君

同日

補欠選任

荒井 広幸君

柳田 稔君

同日

補欠選任

工藤堅太郎君

同日

補欠選任

柳田 稔君

同日

辞任

柳田 稔君

同日

辞任

川島 實君

同日

辞任

宮本 一三君

同日

辞任

谷口 隆義君

三月一日

辞任

荒井 広幸君

岩浅 嘉仁君

同日

辞任

遠藤 利明君

杉山 憲夫君

同日

辞任

杉山 憲夫君

同日

辞任

藤本 孝雄君

岩浅 嘉仁君

福島 豊君

同日

辞任

山本 有二君

古賀 敬章君

樹屋 敬悟君

同日

補欠選任

補欠選任

川島 實君

補欠選任

柳田 稔君

補欠選任

谷口 隆義君

補欠選任

宮本 一三君

補欠選任

遠藤 利明君

杉山 憲夫君

補欠選任

荒井 広幸君

岩浅 嘉仁君

補欠選任

山本 有二君

古賀 敬章君

樹屋 敬悟君

補欠選任

藤本 孝雄君

岩浅 嘉仁君

福島 豊君

補欠選任

山本 有二君

古賀 敬章君

樹屋 敬悟君

補欠選任

藤本 孝雄君

岩浅 嘉仁君

福島 豊君

補欠選任

山本 有二君

古賀 敬章君

樹屋 敬悟君

補欠選任

建設国保組合の制度安定と国庫補助増額に関する請願(中島武敏君紹介)(第一号)

中小自営業者婦人の健康と母性保護、社会的・経済的地位向上に関する請願(岩佐惠美君紹介)(第八号)

同(古賀美吉君紹介)(第九号)

同(正森成二君紹介)(第一〇号)

同(吉井英勝君紹介)(第一一号)

医療制度の対策と改善に関する請願(海部俊樹君紹介)(第一八号)

同(前田武志君紹介)(第六七号)

同(保利耕輔君紹介)(第九二二号)

同(宮里松正君紹介)(第九三三三号)

同(森田一君紹介)(第九四四号)

同(山崎泉君紹介)(第九五五号)

同(山崎泉君紹介)(第九五五号)

同(山崎泉君紹介)(第九五五号)

同(山崎泉君紹介)(第九五五号)

同(山崎泉君紹介)(第九五五号)

同(山崎泉君紹介)(第九五五号)

同(山崎泉君紹介)(第九五五号)

同(山崎泉君紹介)(第九五五号)

同(山崎泉君紹介)(第九五五号)

同(山崎泉君紹介)(第九五五号)

同(山崎泉君紹介)(第九五五号)

同(山崎泉君紹介)(第九五五号)

同(山崎泉君紹介)(第九五五号)

同(山崎泉君紹介)(第九五五号)

同(山崎泉君紹介)(第九五五号)

同(山崎泉君紹介)(第九五五号)

同(山崎泉君紹介)(第九五五号)

同(山崎泉君紹介)(第九五五号)

同(山崎泉君紹介)(第九五五号)

同(山崎泉君紹介)(第九五五号)

同(山崎泉君紹介)(第九五五号)

同(山崎泉君紹介)(第九五五号)

同(山崎泉君紹介)(第九五五号)

同(山崎泉君紹介)(第九五五号)

同(山崎泉君紹介)(第九五五号)

第六項症	一、九五八、〇〇〇円
第一款症	一、七八五、〇〇〇円
第二款症	一、六二四、〇〇〇円
第三款症	一、三〇三、〇〇〇円
第四款症	一、〇四八、〇〇〇円
第五款症	九二六、〇〇〇円

第八条第七項の表を次のように改める。

障害の程度	金 額
第一款症	五、八六六、〇〇〇円
第二款症	四、八六五、〇〇〇円
第三款症	四、一七四、〇〇〇円
第四款症	三、四二九、〇〇〇円
第五款症	二、七五〇、〇〇〇円

第八条の二第一項の表を次のように改める。

障害の程度	年 金 額
特別項症	第一項症の年金額に二、九四二、五〇〇円以内の額を加えた額
第一項症	四、二〇三、五〇〇円
第二項症	三、五〇六、〇〇〇円
第三項症	二、八九七、六〇〇円
第四項症	二、二九六、八〇〇円
第五項症	一、八六七、九〇〇円
第六項症	一、五一三、六〇〇円
第一款症	一、三七六、〇〇〇円
第二款症	一、二五二、四〇〇円
第三款症	一、〇〇六、九〇〇円
第四款症	八一三、七〇〇円
第五款症	七一五、七〇〇円

障害の程度	金 額
第一款症	四、四七一、二〇〇円
第二款症	三、七一〇、〇〇〇円
第三款症	三、一八一、八〇〇円
第四款症	二、六一四、二〇〇円
第五款症	二、〇九七、五〇〇円

第八条の二第三項の表を次のように改める。

第二十六条第一項中「百八十五万七千九百円」を「百八十七万八千九百円」に改める。

第二十七条第一項中「百八十五万七千九百円」を「百八十七万八千九百円」に改め、同条第三項の表中「四六〇、五五〇円」を「四六六、五五〇円」に、「三六六、二五〇円」を「三七一、一五〇円」に、「二五三、〇五〇円」を「二五六、六五〇円」に改める。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正）
第二条 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三項、第二条の二、第二条の三第一項並びに第三条ただし書中「平成元年四月一日」を「平成七年四月一日」に改める。
第五条第一項中「十八万円」を「四十万円」に、「六年」を「十年」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律による改正前の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の戦没者等の遺族に對

する特別弔慰金支給法による特別弔慰金を受けることができる者に交付する同法第五条第二項に規定する国債の発行の日は、平成七年十月一日とする。

理 由

戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいない戦没者等の遺族に特別弔慰金を支給する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

厚生委員会議録第二号中正誤

ページ 段 行 誤	正
九一 通算大臣	通産大臣
九五 飛散	四散
九一 末 待ち合わせ	持ち合わせ
同 第三号中正誤	
ページ 段 行 誤	正
三二 七 ございました。	ございました。

平成七年三月十三日印刷

平成七年三月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局